

I ガイドラインの策定

西多摩保健所が所管している西多摩保健医療圏は、8市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）からなります。この圏域は、自然豊かで広大な山間部を抱え、支援が必要な高齢者が生活する特別養護老人ホーム等の施設が多いという特色があります。他の圏域に比べ、地震や集中豪雨等の災害が起きた場合は、道路の寸断による施設の孤立化が生じ、電気や水道等のライフラインが停止した状態で、自らの施設における避難生活を当分の間余儀なくされる危険性が高いと考えられます。平成26年2月の大雪の際には、道路が不通になり、職員の出勤や食材の搬入等に支障が生じた施設が多くありました。

高齢者施設等は、災害に備え平常時から施設の状況を把握し、関係機関及び近隣との連携体制を構築しておく必要があります。

こうしたことから、西多摩保健所では、課題別地域保健医療推進プラン「西多摩圏域における高齢者施設等の防災対策支援」に取り組みました。平成25年度には、西多摩圏域の老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等のうち給食を1日3食提供している特定給食施設等（以下「高齢者施設等」という）における水・食料・医薬品等の備蓄状況、電源・通信手段の確保状況、トイレ、ごみ処理等の状況を把握するために「高齢者施設・病院等における災害時の対応に関する調査」を行いました。その結果を踏まえ、施設が災害時に備えた防災マニュアルを作成、見直す際に参考にしていただけるよう、本ガイドラインを策定しました。

西多摩保健医療圏で想定される災害

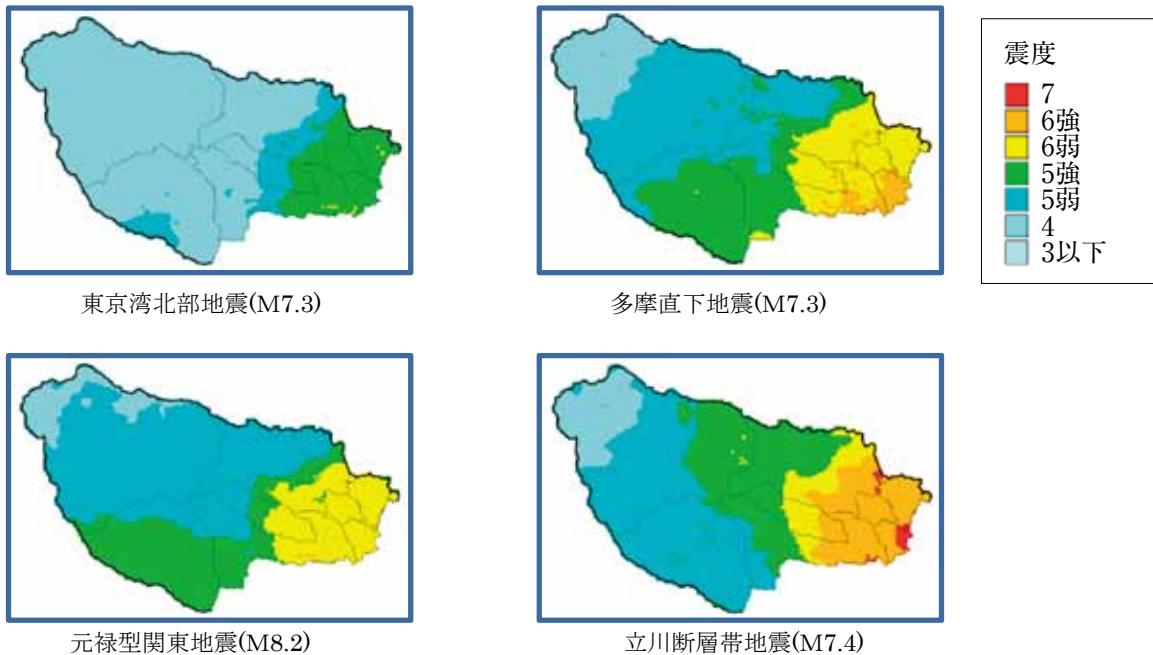
- 地震—東京湾北部地震・多摩直下地震・元禄型関東地震・立川断層帯地震
- 土砂災害 ●風水害 ●雪害

○西多摩保健医療圏の地震の被害想定

東京都地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画で、市町村も災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災会議を設置し地域防災計画を策定しています。

東京都防災会議が、平成24年4月「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、首都直下地震の見直しとともに、海溝型地震（元禄型関東地震）及び活断層で発生する立川断層帯地震が新たに想定されました。西多摩保健医療圏では、4つの地震が想定されています。

元禄型関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生し、立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生すると予想されています。



出典：首都直下地震等による東京の被害想定－概要版－（東京都防災会議）平成24年4月公表

○西多摩保健医療圏の土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害から国民の生活を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域¹・土砂災害特別警戒区域²に指定されています。

- 1 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
- 2 土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

